## 資料1-2

厚生労働省発基安0727第7号 令 和 5 年 7 月 2 7 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部

を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、 又は通知しなければならない物のうち、 労働安全衛生法施行令

別 表第九 に掲げる物を含有する製剤その他 の物で、 厚生労働省令で定めるものから、三―イソプ 口 ポ 丰

・リフ ル オロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル) の含有量がその重量 の一パー セ ント

以上であるもの、 酸化アルミニウムの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、 水素化ビス

メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウムの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、ス

テアリン酸亜鉛の含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、四・五・六・七―テトラク 口 口

三一ジヒドロベンゾ [c] フラン―ニ―オン (別名フサライド) の含有量がその重量 一パ 1 セン

ト以上であるもの、 ポルトランドセメントの含有量がその重量の一パ ーセント以上であるもの及び二―

メチル・ N N = (一一メチルエトキシ)フェ ニル」 ベンズアミド (別名メプロニル) の含有量がそ

の重量の一パーセント以上であるものを削除すること。

## 第二 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正

所要の規定の整理を行うものとすること。

## 第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。